

名寄市中間前金払に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、土木建築に関する工事の中間前金払の実施について、名寄市契約規則（平成18年名寄市規則第61号）第34条及び名寄市建設工事執行規則（平成18年名寄市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の認定申請等)

第2条 受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定申請書（別記様式第1号）及び工事履行報告書（別記様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間前金払認定申請書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行い、その結果を中間前金払認定通知書（別記様式第3号）により、当該請求した者に通知するものとする。

(中間前金払の請求手続)

第3条 第2条第2項に規定する中間前金払認定通知書の交付を受けた受注者が、中間前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行した前払金に係る保証証書及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(債務負担行為に係る取扱い)

第4条 債務負担行為に係る契約については、各会計年度における出来形部分予定額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。